令和９年度
学校施設開放事業について

川口市教育委員会　教育政策室

学校施設開放事業　令和９年度の主な変更点（予定）

① 利用申請と鍵管理が連動した新システムの導入

② 定期利用団体の利用可能時間の変更（週２８時間⇒週１８時間）

③ 追加募集の実施

④ 新規団体の追加

⑤ 一時利用の受付窓口の変更（各学校での受付⇒教育政策室での受付）

令和９年５月利用分から

①利用申請と鍵管理が連動した新システムの導入

- 学校施設開放事業において、**団体管理、利用申請、鍵管理**が連動した新システムを導入いたします。
- **令和９年５月利用分**から、新システムで利用申請を受け付けます。
 ※新システムでは、定期団体の申請期間が、利用月の**２か月前**になります。
 　令和９年５月利用分については、３月１日に申請開始となります。
- 優先利用枠の申請後、**空き枠の追加募集・再追加募集**が可能となる予定です。
 →Ｐ５～Ｐ７参照
- 一定期間は、申請の**キャンセル**も対応可能となります。

令和９年４月利用分は、現行どおり（新規団体の追加なし・週２８時間を上限）の運用であり、旧システムで、令和９年１月に利用申請をいただきます。

令和９年５月利用分から

①利用申請と鍵管理が連動した新システムの導入

- 支払方法について、**コンビニ払い・クレジットカード払い・PayPay払い**が選択できます。
 ※金融機関での納付書払いは終了し、支払い案内も全てメール送付となります。
 また、上記の支払方法については、支払いのタイミングで選択いただきます。
 現金での支払いは「コンビニ払い」をご利用ください。

- 各団体は、利用申請後、支払いを完了した際に発行される**ＱＲコード**を使用して、キーボックス内の施設の鍵を取り出し、施設に入場します。

- 令和９年１月以降、新システムの使用方法などについて、登録団体向けにご案内する予定です。

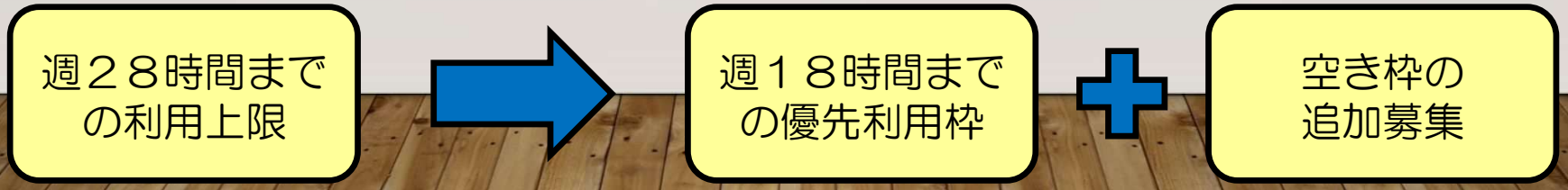
令和９年５月利用分から

②定期利用団体の利用可能時間の変更（週２８時間⇒週１８時間）

- 現在、定期利用団体は、１校につき**週２８時間**まで利用することができますが、**令和９年５月利用分**から、１校につき**週１８時間**まで利用可能となります。
- 週１８時間は「利用上限」ではなく、「優先利用枠」とし、申請後、空き枠がある場合には、追加募集を認める予定です。
- 使用料の減免については、**週１８時間までの「優先利用枠」にのみ**適用予定です。

※「追加募集」については、時間数・団体の属性に関わらず減免は適用されません。

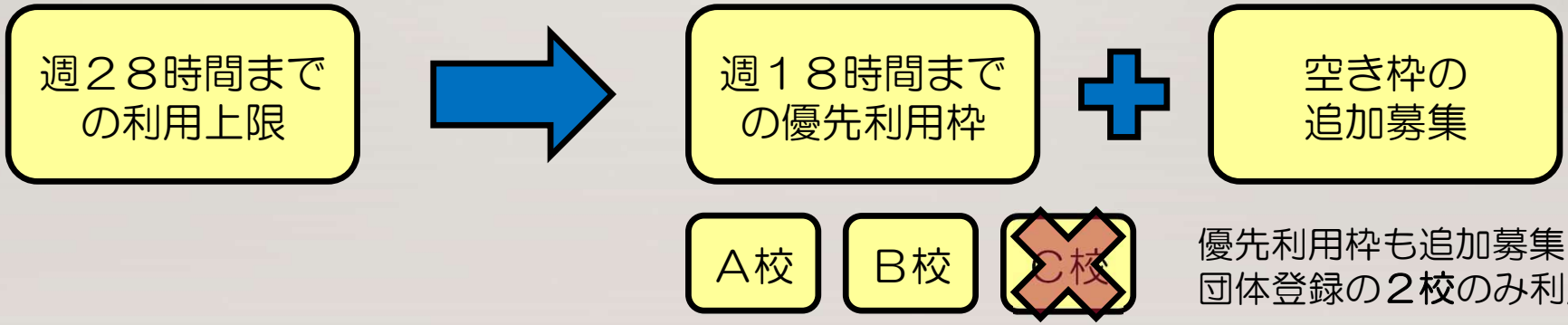
※現在の「週１２時間まで使用料免除」とする規定について、「優先利用枠の申請について使用料免除」に変更する予定です。



令和９年５月利用分から

③追加募集の実施

- **令和９年５月利用分**から、定期利用団体の週１８時間の「優先利用枠」での申請が終了した後、空き枠に対し、「追加募集」を実施する予定です。
- 「追加募集」について、時間数の申請上限は設けませんが、「優先利用枠」同様、団体登録で指定した２校以外の利用は認めません。
- 「追加募集」については、時間数・団体の属性に関わらず減免は適用されません。



新システムにおける毎月の手順（予定…新システムの操作方法等については、改めてご案内予定です。）

月	日	教育政策室	定期利用団体 （クレジットカード払い　又は　Paypay払い）	定期利用団体 （コンビニ払い）
利用月の２か月以上前		開放しない枠の確保		
利用月の２か月前	１日		利用申請（週１８時間の優先枠）	利用申請（週１８時間の優先枠）
	～			
	１５日			
	１６日	利用申請（週１８時間の優先枠）の審査		
	～			
	２５日	利用申請（週１８時間の優先枠）の許可通知		
	２６日		追加募集・キャンセルの申請	追加募集・キャンセルの申請
利用月の１か月前	～			
	２０日			
	２１日	定期利用団体（週１８時間の優先枠・追加募集）の支払い案内	支払い期間 （支払い完了後、鍵のＱＲコードが発行される） 再追加募集（即時支払い案内）	支払い期間 （支払い完了後、鍵のＱＲコードが発行される）
	～			
利用月	利用３日前			
	利用日		鍵のＱＲコードを使用して施設に入場・使用	鍵のＱＲコードを使用して施設に入場・使用
	～		使用できなかった場合、還付申請	使用できなかった場合、還付申請
利用月の１か月後	月末			
利用月の２か月後	１日	還付申請の審査		
	～			
	月末	還付		

令和９年５月利用分から

④新規団体の追加

- 定期利用団体について、令和８年度は既存の団体のみ利用可能としていましたが、令和９年度から団体の新規追加等を認めることとし、募集を実施します。

- 全学校共通の募集機会としては、**年２回**の追加登録期間を設定いたします。
なお、令和９年度の利用に関しては、次の２回を予定しています。

 ・**令和８年１０月２７日～１１月２７日**の申し込み
 ⇒**令和９年５月利用分**から利用開始（新システムの稼働に合わせるもの）
 ※Ｐ９～Ｐ１５参照

 ・**令和９年５月頃～６月頃**の申し込み（予定）
 ⇒**令和９年９月利用分**から利用開始（休日部活動の終了に合わせるもの）
 ※詳細については、来年度に改めてご案内予定

令和９年５月利用分から

※令和９年度における団体登録上の手続き

- 団体の状況に応じて、手続きが異なります。

A) 既に団体登録しており、令和９年度も引き続き**同じ学校**を利用したい場合
→Ｐ１０へ

B) 既に団体登録しているが、令和９年度は**別の学校**を利用したい場合
（別の学校を利用できるのは、令和９年５月以降となります。）
→Ｐ１２へ

C) 現在、団体登録が**未登録**で、令和９年度から利用を開始したい場合
（新たに利用できるのは、令和９年５月以降となります。）
→Ｐ１２へ

月１回（年１２回）**未満**の頻度で利用する団体については、団体登録手続きは不要ですが、一時利用申請の手続きが必要です。　→Ｐ１６へ

令和９年５月利用分から

Ａ）既存団体

A) 既に団体登録しており、令和９年度も引き続き**同じ学校**を利用したい場合

- 令和８年度に施設を定期利用しており、令和９年度も**同じ学校**を利用する団体は、改めての**団体登録申請は不要**です。
 ※団体の負担軽減のため、団体登録の有効期間を無期限に延長する予定です。
- 既存の登録団体も、学校ごとに行われる**協議会（開放委員会）等に出席**し、新規登録団体とともにご調整いただきます。
 ※開催日程については、学校又は学校の連絡を受けた協議会の代表者等から連絡されます。
- 代表者情報や構成員名簿、会費など、団体登録の情報に変更が生じた場合は、随時、**変更届の提出**をお願いいたします。

令和９年５月利用分から

Ａ）既存団体

Ａ）既存団体における**手続きの流れ**

1. 各学校等からの連絡（**令和８年１１月末**）

- 各学校から各団体や協議会の代表者に対し、協議会日程の連絡が行われます。

2. 協議会の開催（**令和８年１２月１日～令和９年１月２０日**）

- 各学校において、協議会（開放委員会）等が開催されます。
 協議会については、**新規団体・既存団体を問わず**、定期利用される全団体にご出席いただきます。
 ５月以降の利用日程の調整や、各学校の使用ルールを確認してください。

令和９年５月利用分から

B）学校登録変更／C）新規団体登録

B) 既に団体登録しているが、令和９年度は**別の学校**を利用したい場合

- 令和８年度に施設を定期利用しているものの、令和９年度は**別の学校**の定期利用を希望する団体は、**学校登録の変更手続き**が必要です。

※別の学校を利用開始できるのは、**令和９年５月以降**です。

C) 現在、団体登録が**未登録**で、令和９年度から利用を開始したい場合

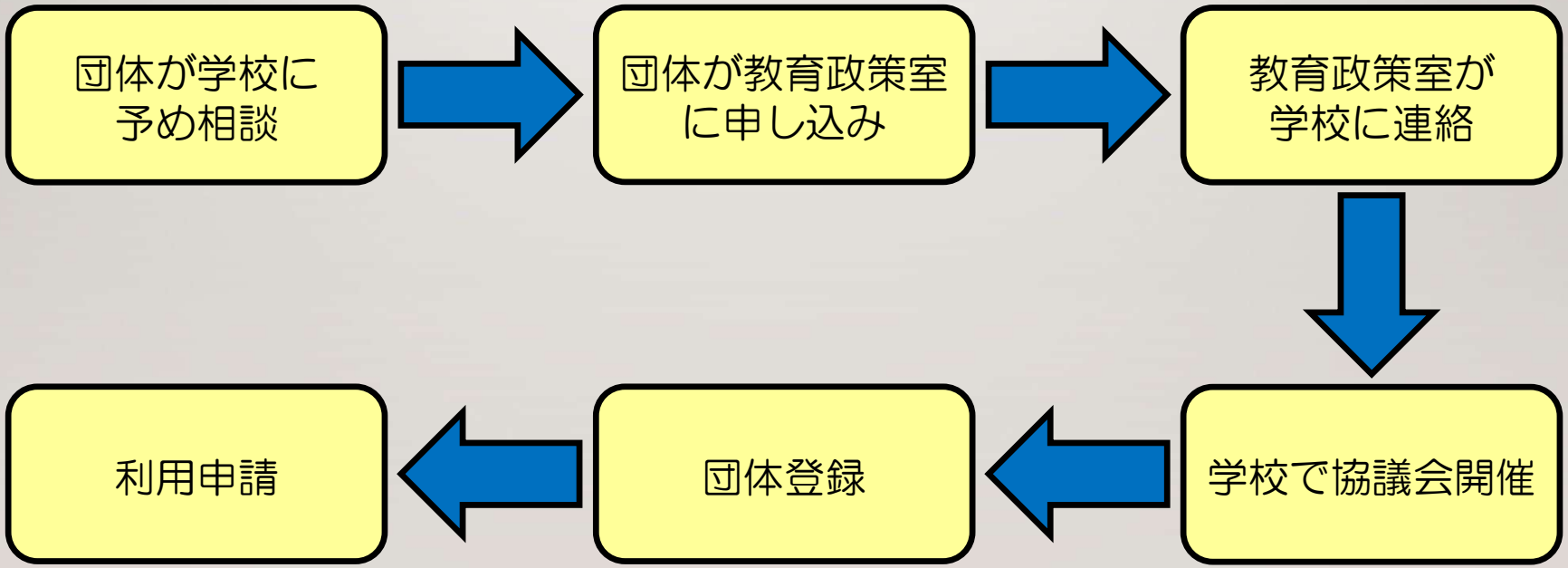
- 令和９年度から施設を月１回（年１２回）**以上**の頻度で利用することを希望する団体のうち、令和８年度に団体登録が**未登録**の団体は、**新規団体登録**が必要です。

※新規団体が利用開始できるのは、**令和９年５月以降**です。

令和９年５月利用分から

Ｂ）学校登録変更／Ｃ）新規団体登録

- Ｂ）学校登録変更／Ｃ）新規団体登録における**手続きの流れ**



令和９年５月利用分から

Ｂ）学校登録変更／Ｃ）新規団体登録

1. 新規団体等の募集（**令和８年１０月２７日～１１月２７日**）

- Ｂ：学校登録変更、Ｃ：新規団体登録を希望する団体について、市ホームページで募集しますので、申し込み手続きをお願いいたします。
 申し込みを希望する団体は、**申し込みを行う前に**、予め利用希望の学校に連絡し、現在の利用状況（空き枠）などを確認し、**利用の見込みを得てから**申し込みを行うようお願いいたします。
 なお、登録が可能な学校数は**２校まで**です。

2. 各学校等からの連絡（**令和８年１１月末**）

- 申し込み状況について、市から各学校にお知らせします。
 各学校から各団体や協議会の代表者に対し、協議会日程の連絡が行われます。

令和９年５月利用分から

Ｂ）学校登録変更／Ｃ）新規団体登録

3.　協議会の開催（令和８年１２月１日～令和９年１月２０日）

- 各学校において、協議会（開放委員会）等が開催されます。
 協議会については、新規団体・既存団体を問わず、定期利用される全団体にご出席いただきます。
 ５月以降の利用日程の調整や、各学校の使用ルールを確認してください。

4.　団体登録の審査・承認（令和９年１月下旬）

- 協議会での調整の結果、当該校を新たに利用可能となった団体については、
 登録手続きが完了次第、承認通知をお送りいたします。

令和９年４月利用分から

⑤一時利用の受付窓口の変更（各学校での受付⇒教育政策室での受付）

- 学校施設を月１回（年１２回）**未満**の頻度で利用する団体は、団体登録手続きは不要ですが、**一時利用申請**の手続きが必要です。

※一時利用の例：
保育所や幼稚園の運動会、町会やＰＴＡのイベント、各スポーツ団体の大会利用など

※月１回（年１２回）**以上**の頻度で利用する団体は、**団体登録**が必要です。

※定期利用団体が、同一名義、同一目的で、一時利用することは、原則できません。

令和９年４月利用分から

⑤一時利用の受付窓口の変更（各学校での受付⇒教育政策室での受付）

- **令和９年４月利用分**から、受付窓口を各学校ではなく、教育政策室に一元化し、**市ホームページ**で申し込みを受け付けることといたします。
 ※申し込みフォームは、令和８年１２月以降に市ホームページに公開予定です。

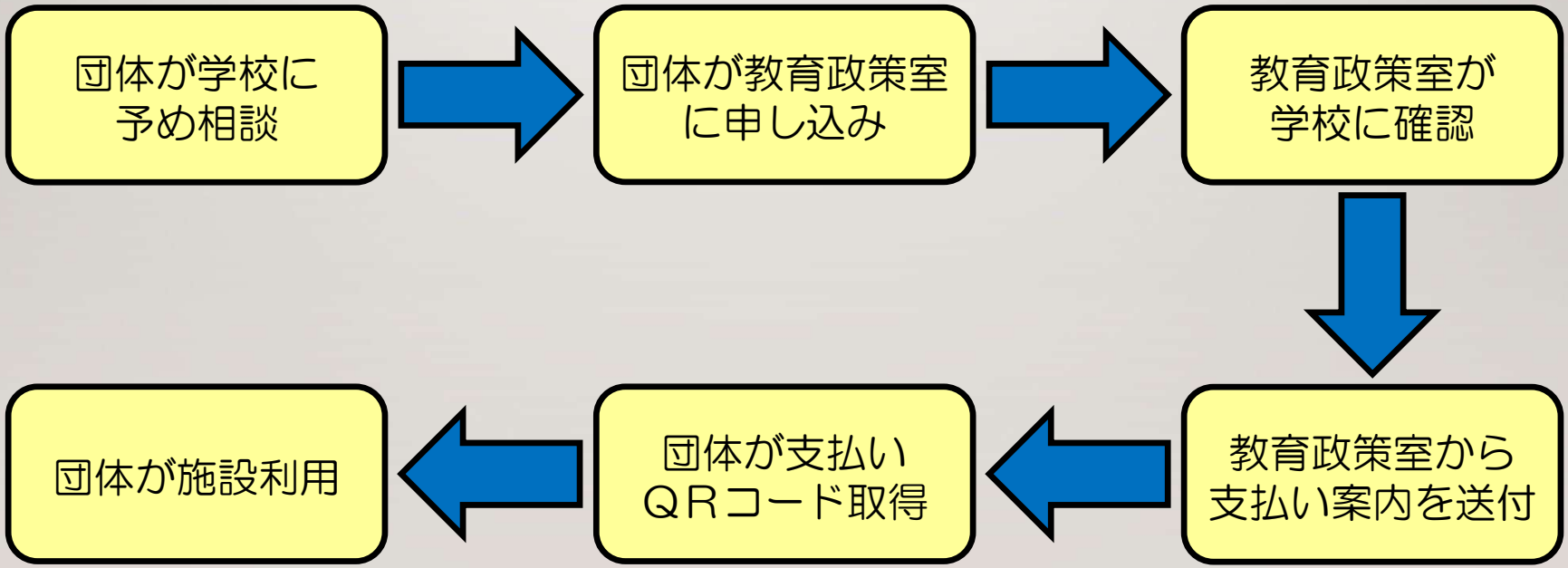
- 市ホームページで受け付けた一時利用申請について、利用する学校に情報共有し、学校において利用を認めるか判断いたします。
 よって、一時利用を希望する場合は、**予め各学校に相談**しておくとスムーズです。

- 支払いや鍵の使用が一体化した新システムとなるため、申請・支払いが完了しないまま使用することはできません。
 事後申請は不可能ですので、忘れずに申請をお願いいたします。

令和９年４月利用分から

⑤一時利用の受付窓口の変更（各学校での受付⇒教育政策室での受付）

- 一時利用申請における**手続きの流れ**



各種お問い合わせについて

- 令和９年度制度改正・団体登録に関するお問い合わせについては、専用フォームを用意しております。

 令和９年度　制度改正・団体登録手続きに関するお問い合わせフォーム
 https://logoform.jp/form/zRQD/1864486

- 頂いたご質問につきましては、回答を作成し、随時、市ホームページに掲載させていただきます。
 （入力者に関する情報は公表いたしません。）
 個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。